

財政健全化法に基づく砂川市の「財政健全化判断比率等」について公表します。

令和6年度の決算に基づき、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による健全化判断比率等(財政指標)を算定し、次のとおり算定結果がまとめましたので報告します。

1. 令和6年度決算に係る健全化判断比率

健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	— %	13.91 %
②連結実質赤字比率	— %	18.91 %
③実質公債費比率	6.9 %	25.0 %
④将来負担比率	41.5 %	350.0 %

(参考) 令和5年度決算に係る健全化判断比率

健全化判断比率	令和5年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	— %	13.95 %
② 連結実質赤字比率	— %	18.95 %
③ 実質公債費比率	6.2 %	25.0 %
④ 将来負担比率	33.6 %	350.0 %

財政指標結果の概要

- 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）はいずれも「早期健全化基準」に該当しませんでした。

実質赤字比率

- ・本比率は黒字か赤字かを判断する指標で標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。砂川市の場合は黒字のため「-」の表記となります。

連結実質赤字比率

- ・本比率は、実質赤字比率を特別会計・企業会計を含めた全会計に適用したものです。これも実質赤字比率と同様赤字が生じた場合は早期解消を図る必要があります。砂川市の場合は黒字のため「-」の表記となります。

実質公債費比率

- ・本比率は、年収に占める年間の借金返済額の割合を示したもので、一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると地方債を発行する際に国の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。砂川市は6.9%となっていますが、公債費負担適正化計画において定めた平成24年度までに18%未満とする数値目標を平成23年度において達成しており、引き続き負担の適正化に努めているところです。

将来負担比率

- ・本比率は、将来見込まれる負債が年収の何年分に相当するかを示した割合です。この比率が高い場合、今後の財政運営が圧迫される等の問題が生じてくる可能性があります。砂川市は41.5%と早期健全化基準には達していません。

2. 令和6年度決算に係る資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率（%）	経営健全化基準（%）
下水道事業会計	— (資金不足なし)	20
病院事業会計	— (資金不足なし)	

資金不足比率の概要

- ・資金不足比率においては下水道事業会計・病院事業会計ともに資金不足はありませんでした。

資金不足比率

- ・公営企業の資金不足を、公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示します。砂川市は資金不足はありませんでした。

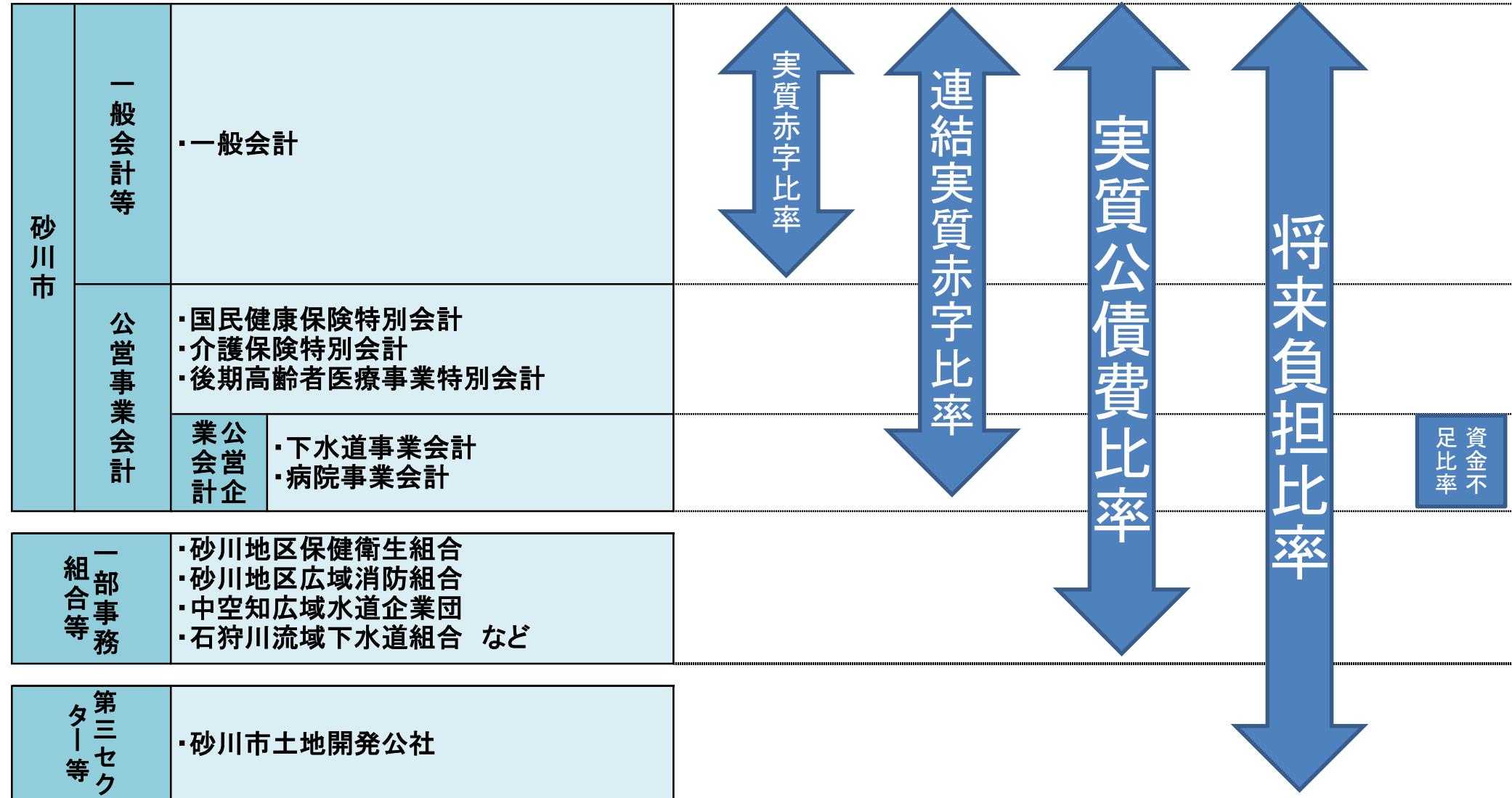
健全化判断比率及び資金不足比率について

砂川市の令和6年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、堅実な財政運営に努めてきた結果が反映されたものとなっております。

実質公債費比率については、6.9%で地方債を発行する際に国の許可が必要となる18%を下回っており、健全な財政運営を行っております。次年度以降も健全な財政運営に努めてまいります。

今後の見通しは、人口の減少や景気の変動による税収入の減少さらには高齢化による扶助費の増加などにより財政事情の見通しは予断を許さない状況ではありますが、今後も市民の皆様のご理解とご協力を得ながら、砂川市の健全な財政運営を進めてまいります。

健全化判断比率等の対象



財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ

